# 令和７年度 事業計画

わが国では一層の少子高齢化が進展し、すべての年代の人々がそれぞれのライフステージにおいて、経済社会の担い手として活躍することが求められてきています。このような中、シルバー人材センターは、就業を通じて高齢期の生きがいを実現するとともに地域社会に貢献する機関として、さらなる存在感を発揮していかなければなりません。

政府は企業による７０歳までの就業機会確保等を内容とする施策を進めており、すでに平均年齢が７５歳である会員の高齢化は今後も一層進むことが見込まれます。そのような状況において、女性や８０歳を超えた高齢者、ホワイトカラー層、専門的技能や経験を有する方など多様な人材を積極的に取り込むことが期待されているところです。

こうした期待に応え、地域におけるセンターの存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには会員拡大が最重要課題であり、そのことを対外的に目に見える形で示すことができる一番の指標が会員数であることは言うまでもありません。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会は、「新たな仲間づくり計画」を策定し、すべてのセンター及びシルバー人材センター連合本部ならびに全国シルバー人材センター事業協会が一丸となり、令和７年度から令和１２年度までの６年間において、会員純増１０万人超を目指して会員拡大に取り組むことを決議しました。

目標の達成に向けて、新規入会の促進、退会の抑制、新たな就業機会の開拓、イメージを転換する広報戦略など、会員拡大に資する様々な取り組みを推進していく必要があります。会員が増加することで、シルバー人材センターは、これまで以上に担い手を必要とする発注者等からの期待に応えることが可能となります。それにより、地域社会におけるセンターの存在感が向上し、所属する会員は一層誇りをもって活動に励むようになります。さらに、その姿が地域社会に認知されることにより、新たな会員の獲得にもつながります。

会員数の減少に歯止めをかけ、事業をコロナ前の水準に戻すため、会員クラウドサービスの導入など、デジタル化を推進することにより、業務の効率化や会員の利便性の向上を図るとともに、令和６年１０月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」について、適切な対応を行っていきます。また、令和８年４月からの切り替えに向けて、「新たな契約方法（包括契約）」についての検討も行っていきます。また、会費規程の見直しやフレンドリーショップの創設など、会員であることの付加価値を就業以外の部分でも高めていくための取り組みを検討します。

安全・適正就業については、会員が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理についての啓発活動を行います。また、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知徹底を行い、働き方の適正化とコンプライアンスの両立を図ります。

以下の項目を掲げ、センターが地域の期待に応えていける組織となるよう、継続的に活動していくための事業を実施します。

## Ⅰ．事業の基本方針

１．普及啓発事業の推進
２．就業開拓提供事業の推進
３．独自事業の推進
４．労働者派遣事業の推進
５．有料職業紹介事業の実施
６．安全・適正就業事業の推進
７．講習会・研修会事業の実施
８．調査研究事業の実施
９．相談事業の実施
１０．法人管理事業の推進

## Ⅱ．事業の実施計画

### １．普及啓発事業の推進

① Web を活用した入会案内及び入会申込の促進を図ります。
② 入会者に対する速やかな入会承認を行うとともに、入会者の希望や個性をより理解することにより、就業機会の早期提供に努めます。
③ 派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業の活用による新規会員の確保に努めます。
④ 未就業会員への就業相談及び就業促進の強化により、退会抑制に取り組みます。
⑤ 女性会員拡大の為、同好会などによるイベントを実施し、会員同士の交流を図ります。
⑥ 入会の促進及び広い情報公開の為のホームページ運用を行います。また、高年齢者に分かりやすい内容に刷新し、普及啓発に活用します。
⑦ デジタル活用が不得手な高年齢者への周知方法として、ポスターの掲示やパンフレットの配布を行います。
⑧ 市広報誌への記事掲載や各報道機関への情報提供を行うことにより、センターの PR や情報発信を行います。また、１０月の「全国シルバー人材センター普及啓発促進月間」に合わせた普及啓発活動を行います。
⑨ 北摂７市３町のシルバー人材センターが共同開催する「北部ブロック合同フェスティバル」（令和７年度は箕面市で開催予定）を通じ、広域的な普及啓発を図ります。
⑩ 池田市をはじめハローワークなどの関係機関との連携を強化し、会員拡大と新たな就業機会の確保につなげます。
⑪ 池田市や池田市議会に対して、会員が就業のみならず社会保障（医療費、介護保険料）の面で地域に貢献している事実を理解していただき、センターへの更なる支援を要望します。

### ２．就業開拓提供事業の推進

① 会員の就業希望に応えるため、より実態に即した就業機会の確保に努め、高年齢者が働

く裾野を広げる営業活動を行います。
② 会員のもつ技能・資格などの状況や希望職種を把握し、就業機会の確保に努めるとともに、発注者からの依頼職種と会員の希望職種とのアンマッチの解消を図ります。
③ 公平な就業機会を提供するとともに、仕事の質を保つことを前提に、できるだけ多くの会員の就業機会が保たれるよう、グループ就業及びローテーション就業などを推進します。
④ 未就業会員への就業機会の提供に努めるとともに、ひとりずつの会員について、より一層理解することにより、就業率の向上を目指します。
⑤ 会員と発注者のニーズに応えられるよう、労働者派遣事業や有料職業紹介事業などの適正な就業を推進します。
⑥ Web を活用した受注の拡大を図ります。
⑦ 池田市との連携強化による仕事及び補助金の確保を図ります。

## ３．独自事業の推進

① 地域ニーズ把握のための調査と分析を行い、新たな事業について検討を行います。
② 池田市からの受注拡大を視野に、センターの特性を生かした事業の提案などを行います。
③ 「高齢者日常生活援助事業」、「空き家管理事業」について、事業の見直しを行いながら、継続して実施します。
④ 育児、介護分野における就業機会の拡充について、池田市社会福祉協議会や他団体と連携を図りながら、実施に向けた取り組みを進めます。

## ４．労働者派遣事業の推進

① 現役世代の下支えと人材不足分野への参入及び雇用による就業機会の確保、ならびに発注者の多様なニーズに応えるために、労働者派遣事業を推進します。
② 地域の実情に応じ、雇用による就業を希望する会員のニーズを充足するため、求人ニーズとのマッチングを促進します。
③ 業務拡大（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正により、労働者派遣事業で取り扱う業務の範囲が「臨時的・短期的かつ軽易な業務（週２０時間程度以内)」から、地域の雇用労働情勢等の実情に応じて、知事が認可した一部の職種においては「常用雇用（週４０時間)」の範囲まで拡大されることとなりました）について、派遣先と派遣会員の要望を調査し、派遣元である公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と協議を行います。
④ 発注者から指揮命令を受ける業務については、請負から労働者派遣事業に切り替えを図るなど、適正な就業を推進します。
⑤ 派遣労働会員に対する雇用に関する知識を付与する機会の確保、キャリアアップを図る機会を確保し、適正な就業を推進します。
⑥ 「改正労働者派遣法」に基づき、派遣労働者の同一労働同一賃金制度に対応し、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働会員との間に不合理な待遇の差が生じないよう、派遣先の状況把握に努めます。

## ５．有料職業紹介事業の実施

① 臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する地域の高年齢者に対して、ハローワークなどの関係機関との連携を図り、適正かつ適切な職業紹介を行います。

## ６．安全・適正就業事業の推進

① 事故の撲滅と健康の確保を図るために、危険または有害な作業については受託しないよう徹底します。
② 安全・適正就業委員会を開催し、事故発生時の状況、原因の分析などを行い、再発防止策を講じます。
③ 就業状況を把握し、事故防止を図るため、職員による安全パトロールを実施します。
④ 就業会員が自転車を利用する際のヘルメットの着用を推進します。
⑤ 自動車事故等の防止のために、交通安全講習会を実施します。
⑥ 健康管理及び健康確保に関する情報提供を行うことにより、フレイル予防も含め、会員の健康確保に努めます。
⑦ 安全就業に関する規程の整備を行い、ペナルティ制度についても検討します。
⑧ 受注時における就業内容や就業現場の状況の確認により、事故防止に努めます。
⑨ 自主点検表の活用による適正化に取り組むとともに、ローテーション就業やグループ就業の推進を図ります。
⑩ 指揮命令及び混在就業の有無など、受託事業としての適否を点検し、必要に応じて就業形態を労働者派遣事業や有料職業紹介事業へ切り替えるなどの措置を取ります。
⑪ 就業機会の公平化を図るため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、就業日数及び就業時間数の適正化を図ります。

## ７．講習会・研修会事業の実施

① 就業に必要な技能や知識の向上と後継者の育成を図るため、植木剪定などの技能研修会を実施します。また会員としての基礎知識の習得を目的とした講習会を開催し、発注者に信頼される質の高いサービス提供に努めます。
② 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と連携し、高齢者活躍人材確保育成事業として、府民対象の講習会を活用し、就業機会の確保と会員拡大を図ります。
③ デジタル活用を推進するため、スマホ講座などを開催し、会員のデジタル・ディバイドの解消を図ります。
④ 市民に発信できるような講習会・研修会の開催を検討し、会員の確保や潜在的なニーズの発掘に取り組みます。
⑤ 講習会・研修会の受講者へのアンケートを実施することにより、さらなる内容の充実を図ります。

## ８．調査研究事業の実施

① 会員及び就業機会の拡大を図るために、必要な調査研究を行います。

② 上部団体や関係機関などが行う各種会議及び研修会へ参加します。
③ 近隣センターとの情報交換及び先進センターへの視察を積極的に行います。
④ 新たな契約方法（包括契約）への切り替えを念頭に、第３次中期計画の策定に取り組みます。

## ９．相談事業の実施

① 新入会員に対して、「自主・自立、共働・共助」の基本理念の浸透と、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知を行います。また、就業に関する相談の機会を設けます。
② 池田市またはハローワークなどの他団体主催のイベントや地域のイベントに参加し、市民に対する就業相談を行います。
③ 未就業会員に対する窓口での相談を随時行い、就業率の向上を図るとともに、退会抑制に努めます。

## １０．法人管理事業の推進

① 多様な事業展開に対応するため、またシルバー事業に求められる人材の育成を図るため、連合やブロック、拠点間での研修の機会を確保し、資質の向上を目指します。
② 職員のモチベーションを維持、向上させるために、それぞれの職責や能力に見合うような処遇改善を図ります。
③ 事業を効果的に実施するため、また職員の役割分担を明確にするために事務局組織及び事務分掌の見直しを随時行います。
④ 会員クラウドサービスの導入により、業務の効率化や会員の利便性の向上を図り、シルバー事業のデジタル化を推進します。
⑤ 国庫補助金及び池田市補助金の継続確保に努めるとともに、事務費、派遣手数料、年会費などについて検討を行います。
⑥ デジタル化の推進にともなう経費削減として、会報や郵送物など、これまでの周知方法や組織体制について検討を行います。
⑦「適格請求書等保存方式（インボイス制度)」に対応した適正な経理処理に当たります。
⑧ 公益法人として、必要とされる情報の公開を適切に実施し、透明性の高い事務事業に当たります。